

秩父市地域おこし協力隊サポート業務に係るプロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、秩父市の地域おこし協力隊の活動成果の向上や地域への定着率向上のため、秩父市地域おこし協力隊サポート業務を行うにあたり、プロポーザル方式により受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

秩父市地域おこし協力隊サポート業務

(2) 企画提案を求める内容

本業務において企画提案を求める内容は、別添「秩父市地域おこし協力隊サポート業務委託仕様書」第5に規定される業務内容に基づく、次に示す2つのテーマである。

いずれも秩父市の特性や地域おこし協力隊事業の課題を踏まえた内容とすること。

テーマ1：『隊員活動へのサポート方法や隊員同士の研修会・交流会の具体的な内容について』

テーマ2：『協力隊任期満了後の起業や定住にむけた人的ネットワークづくりを支援するための具体的な手法について』

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

4 実施限度額

1,000,000円（税込み）

5 契約金額についての特記事項

特になし

6 業務場所

秩父市熊木町8番15号ほか

7 業務内容

別添「秩父市地域おこし協力隊サポート業務委託仕様書」のとおり

8 プロポーザルの方式について

当該プロポーザル方式は、公募型（一定の条件を満たす参加者を広く募集するもの。）とする。

9 参加資格要件

当該プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という）は、次に掲げる資格要件を満たすものとする。

- (1) 令和7・8年度の秩父市物品等入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。」
- (4) 秩父市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成26年告示第126号）に基づく入札参加停止期間中でない者であること。
- (5) 秩父市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成26年告示第127号）に基づく指名除外期間中でない者であること。
- (6) 当該プロポーザルに参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。

10 成果品

成果品は次のとおりとする

- ・ 報告書（A4版）1部

11 担当部署

秩父市役所企画政策部総合政策課

12 実施検討委員会

- (1) 本業務に係る受託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、秩父市地域おこし協力隊サポート業務に係るプロポーザル実施検討委員会（以下「実施検討委員会」という。）を置き、提案事項等を審議し、本業務に最も適した受託候補者を選定するものとする。
- (2) 実施検討委員会の設置及び運営に関する規定は、別に定める「秩父市地域おこし協力隊サポート業務に係るプロポーザル実施検討委員会設置要領」によるものとする。

13 スケジュールについて

- (1) 実施検討委員会にて内容の検討
令和8年4月下旬
- (2) 秩父市ホームページによる公表
令和8年4月下旬
- (3) 質問受付期間
令和8年5月1日（金）8時30分から令和8年5月27日（水）17時15分まで
- (4) 質問回答期間
令和8年5月29日（金）まで

(5)参加申込書受付期間

令和8年6月1日(月)8時30分から令和8年6月5日(金)17時15分まで

(6)参加資格確認結果の通知

令和8年6月10日(水)

(7)企画提案書受付期間

令和8年6月15日(月)8時30分から令和8年6月18日(木)17時15分まで

(8)プレゼンテーション(又はヒアリング)実施日

令和8年6月25日(木)

(9)プレゼンテーション決定通知の発送

令和8年6月30日(火)

(10)委託契約締結

令和8年7月1日(水)以降

14 質問について

- (1) 質問期限までに必ず書面(様式第1号)にて、下記にある秩父市企画政策部総合政策課あてに電子メールにて質問を行うこと。また、送信した際には電話にて受信確認を行うこと。

秩父市役所企画政策部総合政策課

電話番号 0494-22-2823

電子メールアドレス seisaku@city.chichibu.lg.jp

- (2) 質問書には、該当する資料(仕様書等)の種類と頁番号を記入し、内容を簡潔にすること。
- (3) 質問書には、質問者が選定できるような団体名や個人名を記載しないこと。
- (4) 質問への回答は、令和8年5月27日(水)までに秩父市のホームページに一括して掲載する。掲載期間は参加申込書の提出期限(令和8年6月5日(金))までとする。ただし継続中の業務や業務計画に支障があると判断した質問については、回答及び開示は行わない。
- (5) 既に回答が済んでいる内容を、重複して質問することがないようにすること。

15 参加申込書の提出について

企画提案書を提出する前に、次により参加申込書及びその添付書類を提出すること。

(1) 提出書類

応募者は、次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを正副1部ずつ提出するものとする。

ア 参加申込書(様式第2号)

※正本に代表者印を押印し、副本はその写しとする。

イ 会社概要(様式第3号)

ウ 納税証明書

※最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税に関する納税証明書

を各1通ずつ綴じたもの。事務局が複数ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

(2)受付期間

令和8年6月1日(月)8時30分から令和8年6月5日(金)17時15分

(3)提出先

〒368-8686 埼玉県秩父市熊木町8番15号

秩父市役所本庁舎3階 秩父市企画政策部総合政策課

※持参または郵送すること。また郵送の場合は、一般書留、簡易書留等記録の残る方法に限る。

(4)参加資格確認結果の通知

提出書類により企画提案の参加資格要件を確認し、条件を満たした申込者に対し、参加資格確認結果及び企画提案書の提出依頼を文書にて要請します。(令和8年6月10日(水)までに電子メールにより送付する。)

16 企画提案書等について

提出要請を受けた者は、次により企画提案書及びその添付書類を提出すること。

(1) 提出書類

応募者は、次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを6部提出すること。

ア 企画提案書(様式第4号を表紙として付し、書式は自由。表紙を除きA4サイズで20頁以内)

イ 参考見積書(様式第5号)

ウ 参考見積金額内訳書(様式第6号)

エ 業務スケジュール表(書式は自由。A4サイズで1頁)

(2) 受付期間

令和8年6月15日(月)8時30分から令和8年6月18日(木)17時15分

(3) 提出先

〒368-8686 埼玉県秩父市熊木町8番15号

秩父市役所本庁舎3階 秩父市企画政策部総合政策課

※持参または郵送すること。また郵送の場合は、一般書留、簡易書留等記録の残る方法に限る。

(4) 留意点

ア 提出された書類は返却しないものとする。

イ 提出後の追加、修正は提出期限までの間に限り認める。

ウ 企画提案書は、1提案者につき1案とする。

17 プレゼンテーション及びヒアリングについて

提出された企画提案書に基づくプレゼンテーション審査を次のとおり実施し、優先交渉権者を選定する。なお時間・会場等の詳細については企画提案要請と併せて通知する。

(1) 審査方法

ア 審査日 令和8年6月25日(木)

イ 会場 秩父市役所本庁舎3階庁議室

ウ 審査順 企画提案書を提出した順(受付順)に審査する。

エ 審査員 市職員

オ 審査基準

別表【審査基準表】の審査項目に関する各審査員の評価結果に基づき、優先交渉権者を選定する。「合計点」が最も高い提案者を優先交渉権者とし、本事業委託契約に向けて交渉を行う。

ただし、その者と合意に至らない場合は、総合得点が次に高い者と交渉を行う。

また、「合計点」が最も高い提案者が複数いる場合は、審査員の多数決・協議によって優先交渉権者を決定する。

応募者が1者の場合でも審査を行い、審査員の評価点の平均点が60点以上の得点であれば優先交渉権者として決定する。

カ 審査結果の通知

審査に参加したすべての提案者に令和8年6月30日(火)までに郵送及び電子メールにて通知する。なお、審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申し立ては受け付けられないものとする。

キ プレゼンテーション実施方法

- ・提案時間：20分以内
- ・質疑応答：10分程度
- ・参加人数：3人以内
- ・プレゼンテーションの説明者は本業務に従事する担当者が行うこととする。
- ・プレゼンテーションは、企画提案書を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。
- ・プレゼンテーションで用いるプロジェクター及びスクリーン、HDMIケーブル、電源は本市が用意する。パソコン、レーザーポインター等、その他の必要な機材は参加者が用意すること。
- ・インターネット回線を本市は提供しない。
- ・プレゼンテーション審査を正当な理由なく欠席した場合は、本プロポーザルを棄権したものとみなす。

別表【審査基準表】

評価項目	評価のポイント	配点
事業者の信頼度	・応募者の経済状況等が良好か。 (様式第3号、納税証明書にて評価)	10
事業スケジュール	・事業スケジュールについて、実現可能なものになっているか。 (業務スケジュール表にて評価)	20
提案内容	・テーマ1：『『隊員活動へのサポート方法や隊員同士の研修会・交流会の具体的な内容について』について、秩父市の特性や地域おこし協力隊事業の課題を踏まえた検討が行われるような内容であるか。	30
	・テーマ2：『協力隊任期満了後の起業や定住にむけた人的ネットワークづくりを支援するための具体的な手法について』について、秩父市の特性や地域おこし協力隊事業の課題を踏まえた検討が行われるような内容であるか。	20
経済性に関する提案	・見積金額の算定が妥当であるか。	20
合計		100

18 失格事項

次のいずれかに該当する場合、その提案者は失格とする。この場合において失格となった提案者が優先交渉権者に選定されているとき、本市はその選定を取り消し、その次に高い順位にある提案者を優先交渉権者に選定する。

- (1) 参加資格を満たさないことが判明した場合。
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があったことが判明した場合。
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為をした場合。
- (4) 本実施要領に違反した場合。
- (5) その他本プロポーザルの公平性を害する行為をした場合。

19 契約締結

本プロポーザルの優先交渉権者との契約内容に関する協議が整い次第、契約締結の手続きを行うものとする。その際、優先交渉権者はあらかじめ見積書を提出するものとする。

20 再委託の制限

契約締結後、受託者は、発注者の承諾に基づき、本業務の一部を第三者に委託することができる。但し、業務における総合的な企画・判断・業務遂行管理部分を外部に再委託してはならない。

21 その他

- (1)本プロポーザルの参加申込をした後、本プロポーザルから辞退しようとする場合は、速やかに「参加辞退届（様式第7号）」を本市に提出しなければならない。
- (2)手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3)本事業に係る書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費はすべて提案者の負担とする。
急遽やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止、又は取消をすることがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。
- (4)プロポーザル実施に関する情報（提案者から提出された書類を含む。）は、秩父市情報公開条例（平成17年条例第10号）に基づき、開示する場合がある。
- (5)提案にあたって、業務に関して知り得た情報を目的外に使用し、または第三者へ提供してはならない。
- (6)本プロポーザルは受託候補者の選定を目的として実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。

22 問い合わせ先

秩父市企画政策部総合政策課

住所：〒368-8686 埼玉県秩父市熊木町8番15号

秩父市役所本庁舎3階

電話：0494-22-2823

FAX：0494-24-7272

Email：seisaku@city.chichibu.lg.jp